平成２９年（フ）第２２７号
奈良県大和高田市曙町４－４－２Ｆ、住民票上の住所奈良県香芝市磯壁２丁目1113番地３サンハイツウエダ３号館Ａ棟201号
債務者　山口　加奈
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
鳥取県鳥取市湖山町北３丁目201番地　市住１－122号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北５丁目206番地　雇用促進住宅２－201号
債務者　松井　弘
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６９７号
広島市安佐北区口田南１丁目24番17号
債務者　河野　克己
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５８号
広島市西区新庄町18番11－103号
債務者　上田　増男
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８５号
広島県三原市大和町上徳良1374番地
債務者　今田　史人
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９０号
広島市安佐南区中筋３丁目20番37－203号
債務者　藤井　諒大
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２７号
山口県下関市秋根上町２丁目13番42号　ベルフルール秋根　Ｖ番館　103号、前住所京都市伏見区桃山町泰長老176番地１
債務者　岸上　窓香（旧姓高塚）
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
愛媛県松山市勝山町２丁目21番地５　久保ビル405号
債務者　白戸　和典
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６１号
愛媛県松山市枝松４丁目６番48号
債務者　矢野　猛
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２３号
愛媛県西条市飯岡366番地６
債務者　浅木　英男
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第５０号
愛媛県今治市玉川町中村甲500番地20、前住所愛媛県今治市新谷甲649番地
債務者　渡邉　壽
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第５１号
愛媛県今治市美保町１丁目１番20号、前住所愛媛県今治市美保町１丁目１番15号
債務者　深見千代治
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第２３６号
福岡県久留米市西町874番地１　アーバンライフ25号
債務者　守谷　昭二
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３８９号
鹿児島県日置市東市来町湯田2851番地
債務者　安田　竜也
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４７４号
鹿児島県鹿児島市武１丁目21番42号　小浜荘202号
債務者　中迫未和子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４７６号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目３番地28桜ヶ丘ハイツ102号
債務者　本田　純子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
鹿児島県姶良市東餅田3670番地17
債務者　森　光弘
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係